

令和2年度（第1回）大磯町国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和2年6月25日（木）
午後7時から午後7時40分まで
場所 大磯町保健センター2階研修室

< 開 会 >

<町長あいさつ>

（町長あいさつ省略）

<自己紹介>

（委員名簿の順番に自己紹介）

（事務局の自己紹介）

<会長あいさつ>

（会長あいさつ省略）

<諮問書の手交>

（町長が諮問内容を朗読し、百瀬会長へ手交）

<町長退席>

（町長退席）

<議事>

（事務局による資料確認）

【議 長】

本日の出席委員ですが、本日の出席委員は9名です。

出席委員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可します。

事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、1人です。傍聴人を入場させます。

【議 長】

では、次第に沿って議事をすすめます。

本日の議題は、次第に記載の合計2つということになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約25分、議題2で約15分とし、19時40分までには終了したいと考えていますので、よろしくお願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険の現状について>

【議 長】

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険の現状について」の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料1-1の大磯町国民健康保険の現状について説明いたします。今回の資料でお示しする令和元年度の数値に関しましては、決算作業中であるため、見込数値であることを予めご了承ください。

2ページをご覧ください。総収入額が37億9,831万円、前年度と比べて1億7,507万円の減となります。全収入に占める保険税収入は、21.9%で、国・県等から交付される特定財源が68.2%、残りが繰入金になります。繰入金のところを四角く囲っていますが、全体の繰入金の内、白くなっている部分が法定外繰入金で、一般会計から特別に繰入れて補填している部分になります。

下段にあるのは、支出の状況です。総支出額が37億7,784万円、前年度と比べて1億4,394万円の減となります。一番左にあるのは総務費で、この国民健康保険運営協議会の経費や職員の人件費・保険税徴収のための経費になります。その右の保険給付費が全体の67.5%を占めています。そして、その右横にあるのが、県への納付金となり、全体の29.3%となっています。

3ページをご覧ください。加入者である被保険者数の状況です。令和元年度の平均被保険者数は7,864人で、平成26年の9,317人に比べると、15.6%減少しています。急激に下がっている折れ線グラフは、一世帯当たりの被保険者数です。

4ページをご覧ください。被保険者に占める年齢構成の変化です。徐々に高齢者の割合が高くなり、令和2年3月末時点で、60歳以上が全体の61.4%になっています。

5ページをご覧ください。内容別給付件数の状況です。件数は、1か月を1件として、医療機関ごとに数えます。入院は、月の中であれば、何日入院していても転院していなければ、1件として数えます。通院の場合は、内科でA病院月1回、眼科でB病院週1回、合計4回通っている場合、月間の日数は、5日間になりますが、件数は医療機関ごとに数えるので、合計2件と数えます。平成26年度から令和元年度にかけて、受診件数は下がっていますが、被保険者数が減っているため、1人あたりの年間通院件数は増

加傾向にあります。

6 ページをご覧ください。入院・入院外・歯科・調剤ごとの給付費の全額の状況です。平成 26 年度から令和元年度にかけて減少傾向が続いています

7 ページをご覧ください。医療給付費と高額療養費の推移です。医療給付費の総額は平成 26 年度から令和元年度にかけて減少傾向が続いていますが、高額療養費は増加しています。

8 ページをご覧ください。保険給付費総額と一人当たり給付費の推移です。

保険給付費総額は平成 26 年度から令和元年度にかけて減少傾向となっていますが、被保険者数が減っているため、一人当たり給付費が増加しています。

9 ページをご覧ください。平成 26 年度を 100 とした場合の、被保険者数と、1 人当たり給付費の状況です。人数は減少している一方で、給付費は上昇している状況であり、今後も運営が厳しくなっています。

10 ページをご覧ください。国民健康保険税の調定額・収納額です。上段が現年分で、平成 26 年度から平成 29 年度までの間、92～94%の間となっておりましたが、平成 30 年度からは 94%を超えています。

中段が滞納分で、本来の納期限に納付がなかった分を翌年度以降に収納しているものです。現年度分に比べ、滞納分の収納率は、かなり低めになっておりますが、平成 26 年度から平成 30 年度までは上昇傾向にあります。令和元年度は前年度と比べて 2.5% 下降しました。

下段が現年分と滞納分を合算したものとなり、全体の収納率は、平成 26 年度以降は上昇傾向にあり、令和元年度末で 82.3%となっています。

この収納率の向上が重要と考えられることから、収納率向上に向けた取組として、昨年度収納率向上の要因となった現年の納付忘れと思われる方への電話勧奨を引き続き実施する必要があると考えております。また、口座振替の勧奨についても、強く推進していく必要があると考えられます。

11 ページをご覧ください。特定健康診査受診率です。年々、被保険者数が減少してきていることからそれに比例して対象者数が減少してきています。今回、事前に送付させていただきました資料では、令和元年度の受診者数が 1,881 人、受診率が 32.3%となっており、年度の横に見込みとさせていただきました。この数値は、前年度と比べても数値が悪くなっておりますが、これは国民健康保険団体連合会から毎月報告される数値となっており、資料作成時はこの数値が速報値として公開されているものでした。今後は、被保険者の資格異動によっては数値が変動することになります。なお、6 月 25 日時点の速報値では 35.0%となっています。

特定健康診査の受診率を向上させることで、自身の健康状態に対して関心を持ってもらうと同時に疾病の早期発見に繋げることが可能となると考えられるため、今年度についても引き続き、個別勧奨等を積極的に行っていく必要があると考えられます。

12 ページをご覧ください。主な繰入金金の推移です。左側にある基盤安定繰入金は、

低所得者の保険税軽減に対し、国・県・町で補填をしている分です。平成 26 年度から年々、上昇傾向にあり、平成 27 年には軽減の対象が拡大したことから大幅に繰入金額が伸びています。

右側にあるのは、その他一般会計繰入金です。平成 29 年度以降については、法定外繰入金を削減することの取組みを実施した結果、減少となっています。

資料 1-1の説明については、以上になります。

議長、よろしく申し上げます。

【議長】

ただいまの事務局の説明に質問等ある方いらっしゃいますか。

【委員】

資料 8 ページのグラフについて、1 人当たり給付費の単位は千円ですか。

【事務局】

万円ではなく千円です。修正をお願いします。

【委員】

資料 10 ページについて、収納率向上の取組を行っているとのことですが、現在の口座振替率はどのくらいですか。

【事務局】

44.7%です。

【議長】

他に質問が無いようなので、引き続き「議題 1 の大磯町国民健康保険の現状について」の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料 1-2をご覧ください。こちらは、国民健康保険税の算定に関する資料です。

国民健康保険については、医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つに大きく分かれます。この 3 つを合算して年間保険税額が決定されます。そして、それぞれに所得割、均等割、平等割による積算が行われます。

大磯町では、医療分を所得割、均等割、平等割の 3 つで積算する 3 方式を採用し、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、所得割と均等割の 2 つで積算する、2 方式を取っています。

3 ページをご覧ください。ここでは、具体的な計算の経過を記載しています。このような世帯の加入があった場合の保険税率の計算方法です。

①は、軽減の判定です。世帯の収入から所得額を計算し、世帯員の人数によって低所得世帯に該当するか判定します。この判定方法は、国による統一基準で判断します。今回の世帯の場合は、軽減該当にはなりません。なお、この軽減判定を行う際の数値が地方税法の改正により、今年度から変更されております。それに伴い、この点について、町の国民健康保険税条例の改正が行われております。具体的には、5 割軽減の 28 万円

が現行の 28.5 万円、2 割軽減の 51 万円が現行の 52 万円に変更されました。この他に町の条例で直接的に改正は行われておりませんが、高額所得者に対する内容の限度額の上限変更が行われております。

②は、医療分の計算です。医療分は 240,200 円という事になります。内訳は、世帯主と妻の所得に所得割の 6.2%を掛けて、それぞれ 144,460 円と 1,240 円、次に、均等割額に世帯員の数を掛けて 73,500 円、平等割は、1 世帯当たり 21,000 円になります。

4 ページをご覧ください。

③は、後期高齢者支援金分です。104,800 円になります。その内訳は、世帯主と妻の所得に所得割の 2.8%を掛けて、それぞれ 65,240 円と 560 円、次に、均等割額に世帯員の数を掛けて 39,000 円、平等割はありません。

④は、介護納付金分です。65,500 円になります。その内訳は、後期高齢者支援金分と同じで所得割と均等割だけになっています。

⑤は、年税額です。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したもので年額 410,500 円になります。

5 ページをご覧ください。平成 26 年度以降の保険税率の応能割分の推移です。大磯町では、財政の安定化の為、平成 28 年度までは、3 年に 1 回の税率の見直しを行ってまいりました。一番左からご覧いただきます。

医療分の所得割は、平成 26 年度当時 5.6%だったものが徐々に上昇し、今年度は 6.2%になっています。資産割については、平成 26 年度当時 10%でしたが、見直しごとに割合を縮小させ、平成 29 年度からは、廃止されています。後期高齢者支援金分、介護納付金分も医療分と同様に徐々に上昇をしています。

6 ページをご覧ください。平成 26 年度以降の保険税率の応益割分の推移です。医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割と平等割の経過です。いずれも平成 26 年度から上昇傾向にあります。

今回の諮問では、今年度も昨年度と同様に税率についてご審議を頂きたいと考えています。

7 ページをご覧ください。保険税率の見直しまでの簡単な流れを記載しています。

①被保険者数の見込みをおこないます。これは、近年の被保険者数の減少傾向を参考に見積もります。

②国民健康保険事業費交付金の対象・対象外区分別の「費用」と「収入額等」の見込を行います。

③県による国民健康保険事業費納付金の算定です。国からの算定係数の提示を受け、市町村から被保険者数や保険給付状況、所得の情報を提出することによって、県が納付金を算定します。

④歳出の総額に対し、どれくらいの歳入額があるのかを差引し、保険税収納必要額を算出します。

⑤昨年度と同様に法定外繰入金の削減について検討を行います。納付金システムを運

用することで、法定外繰入金を削減し、県下統一保険料にすることが目標になっています。

⑥最終的に国民健康保険税率の見直しが必要となるかの検討です。

今回の諮問では、今年度は税率の改定を行いませんでしたが、昨年度と同様に税率についてご審議を頂きたいと考えています。

8 ページをご覧ください。令和2年度の主な変更点になります。

1つ目が、国民健康保険に加入している給与所得者が新型コロナウイルス感染症に感染したなどした場合に、療養のために労務に服することができない期間について、傷病手当金の支給を開始しました。支給額については、国からの交付金により全額支援されることとなりますので、国民健康保険税率の見直しにはあまり関係ないかもしれませんがお知らせいたします。

2つめが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の条件を満たした場合、国民健康保険の減免を行っています。減免した保険税については、国からの交付金により全額支援されることとなりますので、国民健康保険税率の見直しにはあまり関係ないかもしれませんがお知らせいたします。

3つめが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しになります。

これは、地方税法の改正により、給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられ、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられることから、国民健康保険税の軽減判定において不利益が生じないように、軽減判定の見直しを行うこととなります。

9 ページをご覧ください。

具体的な改正内容は2制度の内容の改正前及び改正後の軽減判定所得をご覧ください。

地方税法の改正により、改正前の基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、改正前の計算式に給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を引いた数に10万円を乗じた金額を加えることとなります。

10 ページをご覧ください。

地方税法のみの改正による令和3年度の保険税の具体例になります。

給与所得が、世帯主は266万円から276万円、妻が35万円から45万円になり、①軽減判定の世帯の所得が301万円から321万円になります。

次に、軽減判定所得の計算式は、基礎控除が33万円から43万円になり、給与所得者が2人いることから、10万円×1人が従来の軽減判定所得の計算式に加わることになりまして、7割軽減は33万円から53万円、5割軽減は118.5万円から138.5万円、2割軽減は189万円から209万円となります。

続いて、②医療分の計算、11ページの③後期高齢者支援金分の計算、④介護納付金分の計算、⑤年税額において変更はありません。

ただし、今回の地方税法の改正では自営業者等に対してはあまり関係がないので、軽減対象者が増えること等が想定され、保険税の収入は減少することが考えられます。

12 ページをご覧ください。

昨年度の会議でも説明した子どもの国民健康保険税の軽減・免除についての報告です。

令和2年度においては、33 市町村の内、6 市町村が軽減や減免を行って賦課をしている状況となっています。また、県内及び国の対応の変更などがあれば、運営協議会で情報提供を今後もしていきます。

参考資料1-2をご覧ください。

大磯町は小児医療制度の助成を行っており、今年の10月から所得制限がなくなり、中学校3年生まで医療費の自己負担額を無料とすることになっております。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患者の増加が続いている状況ではありますが、令和元年度の保険給付費はあまり影響を受けていません。また、給付状況の捕捉には2か月かかることから、現段階では4月の受診状況についてはつかみきれていません。よって、医療機関への受診状況の変化もつかみきれていない状況ですが、第2回協議会の際には、新型コロナウイルス感染症の影響が給付費にどう出てきているのかをお示しできると思います。

大磯町国民健康保険の現状については、以上になります。

議長、よろしく申し上げます。

【議長】

ただいまの事務局説明に質問等ある方いらっしゃいますか。

【委員】

資料9ページの、軽減判定所得の基準額が引き上げられるのは令和3年1月1日からですか。

【事務局】

地方税法において令和3年1月1日賦課のものに適用されますので、令和3年度以後の適用となり、令和2年度での適用はありません。国がなぜ軽減判定所得の基準額を10万円上乘せしたかについては、控除が10万円減額になることで、軽減判定をされていた方が外れてしまわないようにするためです。

【議長】

この協議会では、諮問書にあるとおり、保険税の見直しについて、協議を重ねることになります。保険税の検討について、事務局ではどのように考えていますか。

【事務局】

今後の国民健康保険運営協議会の予定についてご説明させていただきますので、**参考資料1-1**の4ページをご覧ください。

現時点で想定している開催日程は、第2回を8月、第3回を11月、第4回を12月、第5回を3月としています。

11月上旬頃に県から示される予定の仮係数の試算結果等を事務局で確認した上で、具体的な税率等についてご協議いただき、1月上旬に示される確定係数に大きな差が生じていないというこれまでの実績などを踏まえ、税率の妥当性の判断を年内にしたいうえ

で、答申をいただきたいと思います。

また、保険税率の改定を行うこととなった場合、3月議会で条例改正を行うという事になります。

【議 長】

12月に答申を出す方向ですか。

【事務局】

8月には新型コロナウイルス感染症の影響が出始めてきた中での説明をさせていただき、11月には仮係数を元に収入・支出の具体的な説明をいたします。そして12月にそれらを踏まえたうえで、答申を出していただきたいと思います。

【委 員】

大磯町は新型コロナウイルス感染症の感染者が2人発生していますが、以降感染者は発生していないことから、医療費の支出や税金の納付が難しいという話はないと思いますが。

【事務局】

県全体では罹患者は増えている状況にあり、来年度の事業費納付金にどう影響が出てくるか県も見ているところとなります。外出自粛等で企業、特に自営業の方の収入が昨年と比較して激減している状況にあり、すでに保険税の減免申請を受けています。

【議 長】

では、議題1の大磯町国民健康保険の現状については、ここまでとさせていただき、次の議題に移ります。

<議題2 その他>

【議 長】

最後に、「議題2 その他」になります。事務局からは何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

特に無いようなので、議事はここまでとして、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

どうもありがとうございます。本日の議事録については、事務局で作成し、後日郵送させていただきますので、届きましたら各委員の皆さままでご確認を頂きたいと思います。

本日の会議は以上になります。次回会議につきましては、8月18日（火）から21日（金）に実施したいと考えております。ご都合の良い日を机上配布させていただいた用紙に記載していただき、FAX等でご回答を7月10日（金）までにいただきたいと思っております。

それでは、本日の会議はこれで終了です。皆さまどうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・ 諮問書
- ・ 令和2年度第1回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・ 資料1-1 大磯町国民健康保険の現状について
- ・ 資料1-2 国民健康保険税の算定について
- ・ 参考資料1-1 大磯町国民健康保険運営協議会について
- ・ 参考資料1-2 お知らせ